公共調達の適正化について（平成18年８月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第４

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ヘリコプター搭載センサに係る飛行試験準備作業（その２） １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課長 木内　一郎 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和4年7月4日	株式会社アイ・アール・システム 東京都多摩市愛宕４－６－２０　ＩＲＳビル	7010101000008	本件の履行にあたっては、ヘリコプター搭載センサについての機能、性能、構造に係る知識及び技術有することが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのはアイ・アール・システム㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	3,667,400	3,652,000	99.580%					
３次元複数赤外線目標追尾アルゴリズムに関する検討作業 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課長 木内　一郎 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和4年7月8日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内２－７－３	4010001008772	本件の履行にあたっては、赤外線模擬画像作成装置等の機能に関する知識及び技術を有することが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは三菱電機㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	9,394,000	－					
監視カメラ装置の構成品交換作業 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課長 木内　一郎 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和4年7月14日	アズビル株式会社 東京都千代田区丸の内２－７－３	9010001096367	本件の履行にあたっては、監視カメラ装置の機能、性能、構造に係る知識及び技術を有することが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのはアズビル㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	1,947,000	1,947,000	100.000%					
スマート暗視センサの飛行試験準備作業（その２） １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課長 木内　一郎 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和4年7月22日	日本電気株式会社 東京都港区芝５－７－１	7010401022916	本件の履行にあたっては、スマート暗視センサの研究試作における試作契約での成果を継承し。当該調達に必要となる知識及び技術を有することが必要不可欠であるが、常続的公示を実施した結果、本要件を満たすのは日本電気㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	14,410,000	－					
センサデータ解析システムの機能付加 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課長 木内　一郎 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和4年7月22日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内２－７－３	4010001008772	本件の履行にあたっては、センサデータ解析システム（その１）に関する知識及び技術を有することが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは三菱電機㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	10,505,000	－					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
生体検出レーダの機能付加 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課長 木内　一郎 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和4年7月28日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中４－１－１	1020001071491	本件の履行にあたっては、生体検出レーダに関する知識及び技術を有することが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは富士通㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	6,361,300	－					
電波吸収体の点検及び整備 １件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 次世代装備研究所 総務課長 木内　一郎 東京都世田谷区池尻１－２－２４	令和4年7月28日	ＴＤＫ株式会社 東京都中央区日本橋２－５－１	7010001034849	本件の履行にあたっては、各種電波器材の送受信性能及びレーダ反射断面積等の計測に必要な周波数帯域、吸収性能及び電波伝搬特性等といった本電波吸収体に要求される設計、構造、機能・性能に関する知識及び技術を有することが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのはＴＤＫ㈱１者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	1,870,000	1,870,000	100.000%					